

日薬研発第377号  
平成31年3月4日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 様  
各研修会実施機関の長 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター  
理事長 豊島 聰  
(捺印省略)

### 研修受講シールに関する不正行為の防止について

日頃は、当財団の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、NHK総合放送において、研修認定に係る研修受講シール（単位）の不正行為に関する報道がありました。

改めていうまでもなく、研修受講シールは、薬剤師が研修を受講するなどの方法によって研鑽を行ったことを表象するもので、その本質からして譲渡・譲受できるものではありません。その研修受講シールを売買することは、薬剤師の本分に悖るものと思料します。

このような不正を防止するため、都道府県薬剤師研修協議会及び研修会実施機関におかれましては、下記の方策を速やかにとるようお願いいたします。なお、受講者名簿の提出の方法、時期等については別途協議のうえ、改めて連絡します。

なお、本件に関しては、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て指示がなされておりますので、付記します。

おって、本件にかかるご質問及びその回答は、齟齬を避けるため電子メールによることとし、都道府県薬剤師研修協議会の場合は [jpec-soumu@jpec.or.jp](mailto:jpec-soumu@jpec.or.jp) あてに、その他の研修会実施機関の場合は [jpec@jpec.or.jp](mailto:jpec@jpec.or.jp) あてにご送信ください。電話等の口頭での回答やファクシミリによる対応はいたしませんので、ご了承ください。

### 記

1. 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を整備し、受講状況及び研修受講シールの配布状況を厳格に管理するとともに、当財団に提出できるようにすること。
2. 研修受講シール配布時には、本人確認及び受講状況の確認を確実にを行うこと。
3. 未受講者分の研修受講シールの回収を徹底し、研修会終了報告書の提出の際に確実に返還すること。